

被害者連絡実施要領の制定について

平成22年4月20日例規（刑・生総・地域・交総・公一）第18号

警察本部長

〔沿革〕 平成25年12月例規（捜四）第63号 平成26年5月例規（交総）第29号
平成26年12月例規（刑）第65号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、被害者連絡実施要領の制定について（平成8年例規（刑・生総・地域・公一・交企）第30号）は廃止する。

別添

被害者連絡実施要領

第1 目的

この要領は、身体犯又は重大な交通事故事件及び本部長又は署長が必要と認める事件（触法少年に係る事件を含む。）の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するため、連絡内容、連絡に係る体制等について定めることを目的とする。

第2 連絡対象者

連絡対象者は、第3に定める連絡対象事件の被害者等とする。ただし、被害者が少年の場合には、原則として、その保護者に連絡するものとする。

第3 連絡対象事件

連絡対象事件は、身体犯、重大な交通事故事件及び本部長又は署長が必要と認める事件とする。

1 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 強姦罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強姦罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (7) 集団強姦罪（刑法第178条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (9) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- (13) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (14) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (15) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (16) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (17) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

2 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

- (1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

ア 前(1)、(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

イ 全治1か月以上3か月未満の傷害を負った事故のうち被害者が連絡を希望したものの

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪に該当する交通事故事件

第4 連絡内容

連絡は、連絡担当者（被害者等から事情聴取を行った捜査員等の事件担当捜査員（触法少年に係る事件に携わる警察職員を含む。）又は千葉県警察被害者支援要員及び特別被害者支援班運用要領の制定について（平成16年例規（警）第45号（以下「被害者支援要員運用要領」という。）第4に規定する支援要員をいう。以下同じ。）が課、係及び氏名を教示した上、被害者等の意向に反しない限り面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

1 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階において、刑事手続の概要、被害者に役立つ関係機関、団体の連絡先等を記載した「被害者の手引」を配布した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡を行うものとする。

2 捜査状況

被疑者検挙までの捜査状況について、次により連絡するものとする。

(1) 身体犯の場合

ア 被害者が死亡した事件

被害の届出を受理した後、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ 前ア以外の身体犯

被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者の意向、事案の内容等を総合的に勘案し、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(2) 重大な交通事故事件の場合

ア 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

イ ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者の意向、事案の内容等を総合的に勘案し、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案し、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

3 被疑者の検挙状況

(1) 逮捕事件の場合

被疑者を逮捕した場合は、逮捕後速やかに、被疑者を検挙した旨、被疑者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、否認事件、未検挙の共犯被疑者のいる事件等において、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼす場合は、連絡による捜査への支障がなくなった段階で連絡を行うものとする。

なお、被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合も同様とする。また、逮捕した被疑者を送致する前に釈放した場合は、釈放後速やかに、釈放したこと及びその理由について連絡を行い、勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）が行われなかった場合には、釈放後速やかにその旨を連絡するものとする。

(2) 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後速やかに、被疑者を検挙した旨、被疑者の人定、事件を送致した検察庁（以下「送致先検察庁」という。）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、被疑者を逮捕したが、その後身柄を釈放し、在宅で送致した場合も同様とする。

(3) 少年事件の場合の特例

被疑者が少年の場合において、被害者等に少年の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、少年の人定等に代えてその保護者の人定等について連絡するものとする。

なお、少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに、当該少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(4) 触法少年に係る事件の場合

14歳未満の少年が、前記第3の1及び同第3の2に掲げる行為を行った場合において、児童相談所への送致又は通告を行ったときは、事後速やかにその旨、当該触法少年の保護者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、触法少年の保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに、当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

4 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、勾留期間満了後、速やかに、送致先検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴を提起した裁判所（起訴の場合のみ）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、被疑者が少年のときは、勾留期間満了後、速やかに送致先検察庁及び送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

第5 連絡の際の配意事項

- 1 被害者及びその関係者の素行、言動等により、被害者及びその関係者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、連絡を行うことが適当でないと認められる場合には、連絡を行わないものとする。
- 2 暴力団犯罪の被害者への連絡については、千葉県保護対策実施要綱（平成25年本部訓令第22号）に基づく保護対策の実施との調整を図るものとする。
- 3 連絡の際には、被害者等に対して、被疑者（触法少年を含む。）及び保護者（被疑者が少年の場合）のプライバシーの重要性について十分な説明を行い、当該被疑者等のプ

ライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう配慮するものとする。

なお、少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年に係る事件の場合には、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨や刑法第41条による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。

第6 連絡に係る体制等

1 被害者連絡責任者の指定等

(1) 被害者連絡を担当する署（以下「被害者連絡担当署」という。）の長は、対象事件の捜査（触法少年に係る事件の調査を含む。以下同じ。）を担当する課の長を被害者連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 交通部高速道路交通警察隊長は、同隊の副隊長を被害者連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、その他県本部の所属が連絡を行う場合についても、これに準ずるものとする。

2 被害者連絡担当係の指定等

(1) 署の被害者連絡責任者は、当該課において庶務を担当する者のうち1人を被害者連絡担当係に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の被害者連絡責任者は、交通事故事件送致に従事する者のうち1人を被害者連絡担当係に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 犯罪被害者支援活動報告書の作成管理

(1) 身体犯

連絡担当者は、事件受理後、速やかに、犯罪被害者支援活動報告書（被害者支援要員運用要領別記第2号様式。以下「活動報告書」という。）を作成し、当該事件の事件処理票（A）（犯罪捜査に関する規程（昭和40年本部訓令第10号）別記様式第1号。以下「事件処理票」という。）の写しを添付して、被害者連絡担当係に遅滞なく提出するものとする。また、連絡担当者は、被害者連絡を行ったときは、その都度その内容を活動報告書に記入して被害者連絡担当係に提出するものとし、これを受けた被害者連絡担当係は、被害者支援要員運用要領第3に規定する支援係（以下「支援係」という。）を経由して、当該活動報告書により連絡状況を署長に報告するものとする。

なお、被害者連絡担当係は、事件処理票に活動報告書の写しを添付し保管すること。

(2) 重大な交通事故事件

連絡担当者は、事件認知後速やかに、活動報告書を作成し、当該交通事故に係る千葉県警察交通情報管理システムにより登録された交通事故統計データを帳票出力した交通事故概況票（交通事故統計事務取扱要領の制定について（平成14年例規（交企・交指）第77号）別記様式）を添付して被害者連絡担当係に遅滞なく提出するものとする。また、連絡担当者は、被害者連絡を行ったときは、その都度その内容を活動報告書に記入して被害者連絡担当係に提出するものとし、これを受けた被害者連絡担当係は、支援係を経由して、当該活動報告書により連絡状況を所属長に報告するものとする。

なお、被害者連絡担当係は、交通事故概況票に活動報告書の写しを添付し保管すること。

4 連絡担当者が不在の場合の被害者等からの問合せへの対応

連絡担当者が不在時に被害者等から問合せがあった場合には、被害者連絡担当係等が一時的に対応し、問合せ内容及び対応状況を確実に連絡担当者に引き継ぐものとする。

また、連絡担当者は、引継ぎを受けた内容等について活動報告書に記入して被害者連絡担当係に提出するものとし、これを受けた被害者連絡担当係は、支援係を経由して、当該活動報告書により問合せ内容等を所属長に報告するものとする。

第7 関係所属等との連携

1 被害認知署と被疑者検挙署が異なる場合の取扱い

連絡は、原則として、被害を認知した署（高速隊を含む。以下「被害認知署」という。）が担当するものとする。

なお、被害認知署と被疑者検挙署は、連携を密にし、確実な連絡の実施に努めること。

2 被害者支援担当部門との連携

(1) 被害者連絡責任者は、身体犯の連絡対象事件を認知したとき及び被害者等が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、署の被害者支援を担当する課にその旨を連絡するものとする。

(2) 連絡担当者が事件担当捜査員の場合は、署の被害者支援を担当する係員と緊密に連携して連絡を行うものとする。

第8 地域警察官による被害者等への訪問・連絡活動

1 実施署

地域警察官による被害者等への訪問・連絡活動（以下「被害者訪問・連絡活動」という。）は、被害者等の住居地を管轄する署（以下「住居地管轄署」という。）において実施するものとする。

2 被害者訪問・連絡活動の要望確認

連絡担当者は、被害者等に対し、地域警察官による被害者訪問・連絡活動の要望の有無を確認するものとする。

3 対象者

被害者訪問・連絡活動の対象者（以下「対象者」という。）は、前2の確認の結果、被害者訪問・連絡活動を要望した被害者等とする。ただし、被害者が少年の場合は、原則としてその保護者とする。

4 実施要領

(1) 活動報告書等の写しの送付

ア 被害者訪問・連絡活動の要望があった場合において、被害者連絡担当署と住居地管轄署が同じときは、被害者連絡責任者は、自署の地域課長に対し、活動報告書及び当該事件処理票の写し（以下「活動報告書等の写し」という。）を送付するものとする。

イ 被害者訪問・連絡活動の要望があった場合において、被害者連絡担当署と住居地管轄署が異なるときは、被害者連絡担当署の長は、住居地管轄署の長と協議の上、あらかじめ活動報告書等の写しを住居地管轄署の長に送付するものとする。

(2) 被害者訪問担当係の指定等

ア 活動報告書等の写しの送付を受けた署の地域課長（以下「地域課長」という。）は、地域課において庶務的業務を行っている者のうち1人を被害者訪問担当係に指定し、以下の業務を行わせるものとする。

(ア) 活動報告書等の写しの受理、保管及び管理

(イ) 関係部門等との連絡及び調整

(ウ) その他地域課長が命じた業務

イ 被害者訪問担当係は、被害者訪問・連絡活動を担当する地域警察官（以下「担当警察官」という。）の不在時に対象者から問合せがあった場合には、一時的に対応するとともに、問合せ内容及び対応状況を確実に担当警察官に引き継ぐものとする。また、担当警察官は、引継ぎを受けた内容等について活動報告書の写しに記入して被害者訪問担当係に提出するものとし、これを受けた被害者訪問担当係は当該活動

報告書の写しにより問合せ内容等を地域課長に報告するものとする。

(3) 担当警察官の指定

地域課長は、対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を担当警察官に指定する。ただし、女性の対象者が女性警察官による被害者訪問・連絡活動を要望する場合その他特段の事情がある場合は、適任と思われる者を担当警察官に指定するものとする。

(4) 被害者訪問・連絡活動の実施

ア 被害者訪問・連絡活動は、原則として担当警察官が対象者の住居地を訪問し、対象者と面接により行うものとする。

イ 担当警察官は、対象者に対して被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

ウ 担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、当該指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者訪問・連絡活動を行うものとする。また、活動報告書等の写しの記載内容やその他の情報から被害者訪問・連絡活動を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

エ 担当警察官は、被害者訪問・連絡活動を実施した都度、被害者訪問担当係が保管する活動報告書の写しの活動状況欄に実施結果を記載した上で、地域課長に報告するものとする。

(5) 被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間

被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間は、対象者の要望を踏まえた上で定めるものとし、対象者から特段の要望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で、担当警察官により、対象者の意思を確認し、対象者の同意が得られた場合には、地域課長は当該署長の承認を得て、被害者訪問・連絡活動を打ち切ることができるものとする。

(6) 被害者連絡担当署との連携

地域課長は、被害者訪問・連絡活動を行った場合には、その都度、被害者連絡担当署の被害者連絡責任者にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど緊密な連携に努めるものとする。

なお、被害者訪問・連絡活動を打ち切った場合には、住居地管轄署の長は、被害者連絡担当署の長に、その旨を連絡するものとする。

(7) 居所警戒

担当警察官等は、適宜、対象者に対する居所警戒を実施するものとする。

なお、その際はパトロールカードを積極的に活用すること。

(8) 活動上の留意事項

担当警察官が被害者訪問・連絡活動を実施する際は、活動報告書等の写しに記載された連絡内容等を踏まえ、対象者の心情等を害することのないよう、言動等には十分留意すること。

第9 実施状況の報告

被害者連絡の実施状況については、別に定める報告要領により定期的に刑事部刑事総務課長を経由して刑事部長に報告すること。